

地方税法上の税率と滋賀県における税率

地方税法上の税率と滋賀県における税率①



税目		地方税法上の税率			滋賀県における税率
		種類	税率	制限税率	
個人 県民税	均等割	標準税率	1,000円	無	1,800円
	所得割	標準税率	4%	無	(標準税率のとおり)
	配当割	一定税率	5%		
	株式等 譲渡所得割	一定税率	5%		
法人 県民税	均等割	標準税率	20,000円～800,000円	無	22,200円～888,000円
	法人税割	標準税率	1.0%	有 (2.0%)	資本金額が1億円以下の法人で、かつ、課税標準となるべき法人税額が年2,000万円以下の法人 1.0%
					上記以外の法人 1.8%
県民税	利子割	一定税率	5%		

地方税法上の税率と滋賀県における税率②



税目		地方税法上の税率			滋賀県における税率
		種類	税率	制限税率	
個人事業税		標準税率	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (あん摩・マッサージ業等：3%)	有 (1.1倍)	(標準税率のとおり)
法人事業税		標準税率	外形標準課税対象法人 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 1.0%	有 (1.2倍(ただし、 外形標準課税対 象法人の所得割 は1.7倍))	(標準税率のとおり)
			所得課税法人 所得割 3.5%～7.0%		
			収入金課税法人 収入割 1.0%		
地方消費税	譲渡割	一定税率	[標準税率] 22/78 [軽減税率] 176/624		
	貨物割	一定税率			
不動産取得税		標準税率	4% (住宅・土地はH18.4.1～R9.3.31：3%)	無	(標準税率のとおり)

地方税法上の税率と滋賀県における税率③

税目		地方税法上の税率			滋賀県における税率
		種類	税率	制限税率	
道府県たばこ税		一定税率	1,070円／1,000本		
ゴルフ場利用税		標準税率	800円／1人1日(※1)	有 (1,200円)	ゴルフ場の等級に応じて 400円～1,200円(※1)
軽油引取税		一定税率	32,100円／1kl (当分の間の措置(本則は15,000円／1kl))		
自動車税	種別割	標準税率	定額課税	有 (1.5倍)	(標準税率のとおり)(※2)
	環境性能割	一定税率	3% (営業用自動車・軽自動車：2%)		
鉱区税		一定税率	200円／100a～400円／100a		
道府県固定資産税		標準税率	1.4%	無	(標準税率のとおり)
狩猟税		一定税率	5,500円～16,500円 (狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣保護管理法の許可を受けて捕獲等を行った者等については、2分の1)		

※1 地方税法上、ゴルフ場の整備の状況等に応じて、税率に差等を設けることが認められている。

※2 地方税法に標準税率の規定がない自動車等については、滋賀県において独自の税率を設定している。

(注)滋賀県では、これ以外に、**法定外目的税として、産業廃棄物税を導入**している。(税率：1トンにつき1,000円)

標準税率税目の超過課税に係る機械的な試算

この資料は、地方税法上、標準税率とされている県税の税目(※)について、超過課税を実施した場合にどの程度の税収規模となるかを過去のアンケートや他団体の事例等を参考に機械的に試算したものである。
(※ゴルフ場利用税および県固定資産税については除外している。)

標準税率税目における超過課税の試算 ①個人県民税

個人県民税均等割（令和5年度実績を元に試算）【制限税率なし】

納税義務者数	現行税率 (標準税率)	税収規模	全国の実施状況
約73.6万人	1,800円 (1,000円)	約13.3億円	滋賀県 (1,800円) 神奈川県 (1,300円) 宮城県 (2,200円) など37府県で実施

- ・宮城県と同額の2,200円まで税率を引き上げた場合、約2.9億円の税収増となる。
- ・令和5年（2023年）に実施した県民トークで最も回答の多かった年1,200円を上乗せし、3,000円まで税率を引き上げた場合、約8.8億円の税収増となる。

個人県民税所得割（令和5年度実績を元に試算）【制限税率なし】

納税義務者数	標準税率	算出税額	全国の実施状況
約67.4万人	4%	約513.6億円	神奈川県 (4.025%)

- ・神奈川県と同率の4.025%まで税率を引き上げた場合、約3億円の税収増となる。

※ この資料は、あくまで機械的な試算をしたものであり、具体的な税収規模を想定したものではありません。

標準税率税目における超過課税の試算 ②法人県民税

法人県民税均等割（令和5年度実績を元に試算） 【制限税率なし】

資本金等の額	法人数	現行税率（標準税率） ※標準税率に11%上乘せ	調定額	全国の実施状況
50億円超	633	88.8 万円（80万円）	約 5.6億円	滋賀県（標準税率に11%上乘せ）
10億円超50億円以下	408	59.94万円（54万円）	約 2.5億円	高知県（一律500円上乘せ）
1 億円超10億円以下	1,110	14.43万円（13万円）	約 1.6億円	奈良県（標準税率に5 %上乘せ）
1,000万円超 1 億円以下	4,992	5.55万円（ 5万円）	約 2.8億円	兵庫県（標準税率に10%上乘せ）
上記以外の法人	21,364	2.22万円（ 2万円）	約 4.7億円	大阪府（標準税率に最高100%上乘せ）
合 計	28,507	—	約17.2億円	など35府県で実施

- ・大阪府と同率の資本金等1 億円超の法人に100%上乘せ、1,000万円超 1 億円以下の法人に50%上乘せした場合、
約8.7億円の税収増となる。

法人県民税法人税割（令和5年度実績を元に試算） 【制限税率：2.0%】

区分	法人数	現行税率（標準税率）	調定額	全国の実施状況
超過課税対象法人 （資本金1 億円超 かつ法人税額2,000万円超）	2,572	1.8%（1.0%）	約28.4億円	滋賀県（1.8%）
不均一課税対象法人（注）	8,393	1.0%（1.0%）	約2.6億円	京都府（1.8%）
課税なし法人（免税点以下）	17,746	—	—	大阪府（2.0%）
合 計	28,711	—	約31.0億円	など46都道府県で実施

（注）一部旧制度分（法人税額2,000万円超～5,000万円以下で令和5年2月1日前に終了する事業年度の法人）を含む

- ・現行1.8%の課税対象となる法人について、制限税率上限の2.0%まで引き上げた場合、約3.2億円の税収増となる。

※ この資料は、あくまで機械的な試算をしたものであり、具体的な税収規模を想定したものではありません。

標準税率税目における超過課税の試算 ③事業税

個人事業税（令和5年度実績を元に試算） 【制限税率：1.1倍】

事業の種類		納税義務者数	標準税率	調定額	全国の実施状況
第1種事業		8,566	5%	約13.2億円	実施団体なし
第2種事業		3	4%	約0.1億円	
第3種事業	あん摩マッサージ業等以外	1,926	5%	約4.2億円	
	あん摩マッサージ業等	39	3%	約0.02億円	
合 計		10,495	—	約17.6億円	

・制限税率である標準税率の1.1倍まで税率を引き上げた場合、約1.8億円の税収増となる。

法人事業税（令和5年度実績を元に試算） 【制限税率：1.2倍（外形標準課税対象法人の所得割のみ1.7倍）】

法人の種類		課税の種類	法人数	標準税率	調定額（注）	全国の実施状況
普通法人等	外形標準課税対象法人	付加価値割	1,128	1.2%	約162.7億円	東京都（標準税率に5%上乘せ） など8都府県で実施
		資本割		0.5%	約74.6億円	
		所得割		1.0%	約185.4億円	
	所得課税法人	所得割	26,043	3.5～7.0%	約300.5億円	
その他の法人			1,615	—	約25.1億円	
合 計			28,786	—	約748.3億円	

（注）特別法人事業税を含む（東京都は特別法人事業税部分を含めた税率の5%分を超過課税している）

・東京都と同率の標準税率の5%を上乘せした場合、約37.4億円の税収増となる。

※ この資料は、あくまで機械的な試算をしたものであり、具体的な税収規模を想定したものではありません。

標準税率税目における超過課税の試算 ④不動産取得税および自動車税種別割



不動産取得税（令和5年度実績を元に試算） 【制限税率なし】

不動産の種類		標準税率	調定額	全国の実施状況
家屋	土地	3%	約13.2億円	実施団体なし
	住宅	3%	約7.4億円	
	住宅以外	4%	約20.8億円	
合 計		—	約41.4億円	

- ・標準税率に1割上乗せした場合、約4億円の税収増となる。

自動車税種別割（令和6年度当初賦課実績を元に試算） 【制限税率：1.5倍】

種類	課税台数(台)	調定額(注)	全国の実施状況
乗用車	433,560	約129.2億円	実施団体なし
トラック	59,377	約12.0億円	
バス	2,016	約0.6億円	
小型三輪	17	約0.0億円	
特種用途車	8,808	約2.2億円	
合 計	503,778	約144.1億円	

（注）調定額は、すべての自動車を令和元年10月以降に新車新規登録された場合の新税率に換算したもの

- ・標準税率に1割上乗せした場合、約14.4億円の税収増となる。
- ・制限税率である標準税率の1.5倍まで税率を引き上げた場合、約71.6億円の税収増となる。

※ この資料は、あくまで機械的な試算をしたものであり、具体的な税収規模を想定したものではありません。

標準税率税目における超過課税の試算（参考）固定資産税と軽自動車税種別割



市町税である固定資産税および軽自動車税種別割について、滋賀県の市町が一律に超過課税を実施した場合の増収規模を試算

固定資産税（令和5年度実績を元に試算） 【制限税率なし】

種類	標準税率	調定額	全国の実施状況
土地	1.4%	約307.6億円	富山県南砺市（1.45%） 北海道三笠市（1.75%） など150団体で実施 ※滋賀県では実施団体なし
家屋		約483.3億円	
償却資産		約256.5億円	
合 計	—	約1,047.4億円	

- ・ 滋賀県の市町が一律に1.45%まで税率を引き上げた場合、合計で約37.4億円の税収増となる。
- ・ 滋賀県の市町が一律に1.75%まで税率を引き上げた場合、合計で約261.8億円の税収増となる。

軽自動車税種別割（令和6年度当初賦課実績を元に試算） 【制限税率：1.5倍】

課税台数(台)	調定額	全国の実施状況
592,637	約45.3億円	平成28年度の標準税率引上げの対象車については、 超過課税の実施団体なし

- ・ 滋賀県の市町が一律に標準税率に1割上乘せした場合、約4.5億円の税収増となる。
- ・ 滋賀県の市町が一律に制限税率である標準税率の1.5倍まで税率を引き上げた場合、約22.7億円の税収増となる。

※ この資料は、あくまで機械的な試算をしたものであり、具体的な税収規模を想定したものではありません。